

(様式第2)

登録に係る変更届

年 月 日

受付番号：

一般財団法人 電気安全環境研究所
理事長 殿

J E T 認証部品等登録要領 4.6 項の規定により下記の登録書番号に係る内容に関し、次のとおり変更したいので提出します。

1. 登録取得者

会社名：
代表者 役職名：
氏 名：

住 所：〒

2. 登録書番号：

3. 変更事項 (該当する項目の□に印を付けて下さい。)

- 登録部品に関する変更
- 登録書記載事項の変更
 - 登録取得者に関する事項の変更
 - 工場の住所変更又は取消し
 - 工場の追加
 - 製造工程の変更
 - その他

4. 変更の内容 {具体的に記載して下さい。} (必要な場合、別紙に記載して下さい。)

5. 申込に関する責任者

会社名：

住 所：〒

所属・役職：

氏 名：

(署名又は捺印)

TEL:

FAX:

E-mail:

備考 新たに部品等を追加する場合は、部品登録申込書をご提出下さい。

(添付書類 1)

受付番号：

技術仕様申告書

1. 製品名：

2. 製品の型及びその定格（定格電圧、定格周波数、定格消費電力等）：

（複数の場合は全ての組み合わせを記載して下さい：この欄に記載できない場合は、別紙として添付）

3. 技術的情報：

（試験品の写真若しくは図面、外郭材料、構成部品一覧表、回路図、表示事項、取扱説明書、その他試験を実施するために必要な情報を以下に記載願います。この欄に記載できない場合は、必要な資料を添付して下さい。）

(添付書類 3 - 1/2)

受付番号：

登録申込補足書及び登録申込に関する確認事項

(□ にチェック願います)

1. 試験成績書の発行

 希望する (有料となります) (簡易版 詳細版) (和文 英文)

注) 英文の発行を希望される場合は、会社名、住所等の英文表記をご提出願います。

お申込み内容により発行内容が制約される場合があります、予めご確認をお願い致します。

 希望しない

2. 登録書の発行

 希望する (有料となります) 希望しない

3. 登録希望日の指定 (特急扱いの場合は別途追加料金が掛かります)

 指定する (年 月 日を希望) 指定しない

4. 試験品の情報 (発送予定日、梱包数などの必要な情報を記載願います)

注) 試験品の必要数量は、担当部門において提出された書類の内容を確認後、ご連絡をさせていただきますのでご承知おき願います。

また、大型の試験品は予めお持ち込みされる事業所にお問い合わせください。

 試験品のみを発送予定 (年 月 日頃) (梱包数 :) J E T 窓口へ持込予定 (年 月 日頃) その他

5. 送付先等の確認

1) J E T からのお問い合わせ先；

 申込書の申込責任者 下記の連絡先 1 下記の連絡先 2

2) 登録書、試験成績書の送付先；

 申込書の申込責任者 下記の連絡先 1 下記の連絡先 2

3) 試験料等の請求書送付先；

 申込書の申込責任者 下記の連絡先 1 下記の連絡先 2

(「請求書宛名」が申込者名と異なる場合を希望するときは、その旨をご記入願います)

4) 試験済品等の返還；

 着払いにて返送を希望 申込書の申込責任者 下記の連絡先 1 下記の連絡先 2 引き取る J E T での廃棄を希望 (小型のものに限る、廃棄に係る費用は申込者が負担する)

(添付書類 3-2/2)

受付番号：

連絡先 1：

会社名：

住所：〒

所属・役職：

担当者名：

TEL:

FAX:

E-mail:

連絡先 2：

会社名：

住所：〒

所属・役職：

担当者名：

TEL:

FAX:

E-mail:

6. その他（連絡事項など）

【登録申込に関する確認事項】

1. この申込みは、試験品、必要書類及び登録費用概算額受領後に完了します。
2. 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を受領しないときは、この申込みは、認証申込者の都合により取り下げられたものとします。
3. 試験品の受け渡しは、東京、横浜又は関西の何れかの事業所とします。JETより指定のあった事業所に送付願います。なお、これに関する輸送についての責任は申込者としません。
4. 送付された試験品等に損傷又は欠陥があって、JETが申込者にこの旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。
5. JETは、試験品を返還するときは、試験を終了した状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、JETは一切その責任を負わないものとします。
6. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、JETで廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。
7. 登録申込者は、初回工場調査の実施について要求されたときは、JET職員が製造工場に立ち入り、必要な調査をすることに同意します。
8. その他、登録申込者はJET認証部品等登録要領の規定を遵守し、かつ、登録される製品の評価に必要なすべての情報を提供することに同意します。

登録申込者は、認証の申込みにあたり、以上の事項を確認しました。

確認事項の内容を承諾します。（ にチェック願います）